

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
が休息日)

目次

- ◇ 企業管理規程 鳥取県工業用水供給規程
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業
管理規程

企業管理規程

鳥取県工業用水供給規程をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

企業管理規程第三号

鳥取県工業用水供給規程

(目的)

第一条 この企業管理規程は、鳥取県管企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号。以下「条例」という。)の規定により設置された工業用水道事業による工業用水(以下「工業用水」という。)の供給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 使用者 工業用水の給水を受けている者又は第五条第二項又は第六条第二項の規定により工業用水の給水の承認を受けた者をいう。

二 基本使用水量 第五条第二項の規定により承認を受けた一日当たりの使用水量をいう。

三 特定使用水量 第六条第二項の規定により承認を受けた一日当たりの使用水量をいう。

四 給水施設 県が設置した配水管から分岐して、使用者が設置した給水管及びその付属施設で水量メーターに至るまでの施設をいう。

(給水区域)

第三条 給水区域は、米子市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域とする。

(給水の対象)

第四条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第一項に規定する工業をいう。)を営む者で次の各号の一に該当するものとする。

- 一 給水先当たりの基本使用水量が一日百立方メートル以上の者
- 二 前項に掲げる者を除くほか、知事が公益上特に必要があると認めたる(給水の申込み及び承認)

(給水の申込み及び承認)

第五条 給水を受けようとする者は、一日当たりの予定使用水量(一日の各時間における予定使用水量のうち最大のものに二十四を乗じて得た水量)を定め、給水を受けようとする日の三月前までに様式第一号による申込書により知事に申し込まなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水すべきものと認め

るときは、一日当たりの使用水量を定めてこれを承認し、その旨を申込者に通知するものとする。

第六条 基本使用水量をこえて給水を受けようとする者は、基本使用水量をこえて使用する水量(一日の各時間において、基本使用水量を二十四で除して得た水量をこえる使用水量のうち最大のものに使用時間数を乗じて得た水量)を定め、給水を受けようとする日の三月前までに様式第二号による申込書により知事に申し込まなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けた場合において、給水能力に余裕があり給水すべきものと認めるときは、一日当たりの使用水量を定めてこれを承認し、その旨を申込者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により特定使用水量を決定する場合においては、当該申込みをした者に係る基本使用水量と同量の範囲内で行なうものとする。

(基本使用水量又は特定使用水量の変更)

第七条 基本使用水量又は特定使用水量は、年度の中途においては、原則として変更しないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があることを認めるときは、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項ただし書の規定による基本使用水量又は特定使用水量の変更について準用する。

(給水施設の工事)

第八条 使用者は、給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事をしようとするときは、あらかじめ様式第三号による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の工事が完成したときは、様式第四号による申請書を

知事に提出し、検査を受けなければならない。

(給水施設の管理)

第九条 使用者は、善良な管理者の注意をもつて給水施設を管理し、給水施設に漏水その他の異常があると認めるときは、遅滞なく修繕その他必要な処置を行わなければならない。

2 知事は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、給水施設を検査することができる。

(給水の原則)

第十条 知事は、災害、工業用水道施設の維持改良工事その他やむを得ない理由がある場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 知事は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめ、その日時、区域及び理由を使用者に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(適正使用の原則)

第十一条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。

2 知事は、給水の適正を図るため必要があるときは、使用者に対し、受水槽の設置、使用方法の改善等必要な措置を命ずることができる。

(使用水量の決定)

第十二条 知事は、毎月定例日に水量メーターを点検し、一月分の使用水量を決定する。ただし、水量メーターの故障により使用水量が不明のときは、知事が認定するものとする。

(水量メーターの管理)

第十三条 使用者は、善良な管理者の注意をもつて水量メーターを管理し、

水量メーターに異常があると認めるときは、直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

2 使用者は、前項の注意を怠つたため、水量メーターを亡失し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(超過使用水量の算定方法)

第十四条 超過使用水量は、一日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を二十四で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量(以下この号において「使用決定水量」という。)を減じて得た水量(以下この号において「超過水量」という。)に当該超過に係る使用時間数(以下この号において「超過使用時間」という。)を乗じて算定するものとする。ただし、一日における一の超過使用時間が継続して二時間以内で、超過水量が使用決定水量の百分の五以内であり、かつ、一日の総使用水量が基本使用水量と特定使用水量とを合計して得た水量の範囲内であるときは、当該水量は、超過使用水量として算定しないものとする。

(水質及び水圧の基準)

第十五条 工業用水の水質の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	基準
水温	摂氏二十五度以下
濁度	三十度以下
水素イオン濃度	ペーハー値六・〇以上八・〇以下

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、一平方センチメートル当たり〇・五キログラムとする。

(利用の開始又は廃止の届出)

第十六条 使用者は、工業用水道の利用を開始しようとするときは開始しようとする日の五日前までに、廃止しようとするときは廃止しようとする日の十日前までに様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。

(料金の日割計算)

第十七条 月の中途に利用を開始し、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

(料金の減免)

第十八条 条例第八条の規定による料金の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り行なうことができる。

- 一 災害、工業用水道施設の維持改良工事その他やむを得ない理由により、二十四時間以上継続して給水を著しく制限し、又は停止したとき。
- 二 知事が公益上その他特別の理由により必要があると認めるとき。

(給水の停止)

第十九条 知事は使用者が次の各号の一に該当するときは、給水を停止することができる。

- 一 料金を納入期限内に納入しないとき。
- 二 給水を受けた工業用水を工業用以外の用に使用し、又は使用させたとき。
- 三 みだりに水量メーター又は制水弁を操作したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、条例若しくはこの企業管理規程又はこれらに基づく処分違反したとき。

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

記

給 水 場 所																															
給 水 開 始 希 望 年 月 日	年								月								日														
基 本 使 用 水 量 (1時間最大予定使用水量×24)	立方メートル × 24 =												立方メートル																		
各時間当たりの予定使用水量																															
(使 用 水 量) 立 方 メ ー ト ル																															
(使用時間)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
用 途																															

備考 給水場所の見取平面図を添付すること。

様式第3号

給水施設工事承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、給水施設の工事の承認を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第8条第1項の規定により申請します。

給水施設工事場所		
工事の種類別		
基本使用水量		立方メートル/日
特定使用水量		立方メートル/日
工 事 計 画	給水管の種類	
	給水管の口径	ミリメートル
	給水管の延長 <small>(制水弁から水量メーターまで)</small>	メートル
	受水槽有効容量	立方メートル
	その他	
工事(予定)期間	着工 年 月 日	しゆん工 年 月 日
施工予定者		

備考 設計図面として、平面図、縦断図、横断図、配管及び付属施設詳細図並びに材料表を添付すること。

様式第4号

給水施設工事しゅん工検査申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、給水施設工事のしゅん工検査を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第8条第2項の規定により申請します。

給水施設工事場所	
受水工場名	
給水施設工事期間	着工 年 月 日 しゅん工 年 月 日
給水施設工事承認年月日	年 月 日
しゅん工検査希望年月日	年 月 日
給水開始予定年月日	年 月 日
施 行 者	

様式第5号

使 用 開 始 (廃 止) 届

年 月 日

鳥取県知事

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、工業用水道の利用を開始(廃止)したいので、鳥取県工業用水供給規程第16条の規定により届け出ます。

記

施 設 の 場 所	
利用開始(廃止)予定年月日	年 月 日
理 由	

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二項中「第二條第一項」を「第二條」に、「同項中「別表第一」とあるのは」を「同条中「別表第一から第八」とあるのは」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

組織名		区分		職名	等級
本局		局長	局長	局長	一等級
		課長	課長	課長	二等級
所長		主任	主任	主任	三等級
		係長	係長	係長	三等級
所長		主任	主任	主任	四等級
		係長	係長	係長	四等級
所長		主任	主任	主任	五等級
		係長	係長	係長	五等級
所長		主任	主任	主任	六等級
		係長	係長	係長	六等級
所長		主任	主任	主任	七等級
		係長	係長	係長	七等級

		企業局
西部事務所		発 電 所
	所 長	
主任 係長 次長 所長		主任 次長
一般吏員職 主任 係長 次長		一般吏員職 主任 次長
一般吏員職 主任 係長		一般吏員職 主任 次長
一般吏員職 主任 係長		一般吏員職 主任 次長
その他の職 一般吏員職		その他の職 一般吏員職
その他の職		その他の職

注 この表中「一般吏員職」とは、事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職のうち、この表の一等級から三等級までの欄に掲げる職を除いた職をいうものとする。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】